



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和3年1月15日(金)

14時解禁

担当	職業安定部職業対策課	
	課長	吉田 誠
	課長補佐	山岡 正彦
	地方障害者雇用担当官	亀村 嘉彦
	電話	075-275-5424

雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 障害者雇用率達成企業割合53%を超える ～令和2年 京都府内の障害者の雇用状況～

京都労働局（局長 金刺 義行）は、このほど、京都府内の民間企業における、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、全国の集計結果につきましては、厚生労働省から発表します。

1 民間企業の障害者雇用状況 [詳細は別表1～5参照]

【概要】

- ・報告企業数は1,893社（前年は1,884社）
- ・実雇用率は2.24%（前年より0.01ポイント上昇）。全国平均は2.15%（前年より0.04ポイント上昇）。
- ・法定雇用率達成企業数は1,005社、割合は53.1%（前年より0.5ポイント上昇）。全国平均は48.6%（前年より0.6ポイント上昇）。
- ・雇用障害者数は9919.0人（前年9,778.5人）
- ・企業規模別の雇用率は、1,000人以上規模が2.38%で最も高く、次が500人～1,000人未満規模で2.26%。45.5人～100人未満規模が2.08%と最も低い。

(1) 産業別の実雇用率について

「運輸業・郵便業」で2.94%、「医療・福祉」で2.89%、「不動産業・物品賃貸業」で2.26%、「複合サービス業」で2.92%、「サービス業」で2.29%、「生活関連サービス業・娯楽業」で2.41%、「製造業」で2.20%「農林漁業」で2.94%であり、8業種において法定雇用率2.2%以上となった。

(2) 雇用されている障害者数について

民間企業（45.5人以上規模の企業）に雇用されている障害者数は9,919.0人（前年9,778.5人）と前年より140.5人増加（前年比1.4%増）した。

雇用されている障害者のうち、身体障害者は6258.5人（前年6,347.5人、1.4%減）、知的障害者は2310.5人（前年2,282.5人、1.2%増）、精神障害者は1350.0人（前年1,148.5人、17.5%増）であった。

(3) 法定雇用率達成企業の状況について

報告企業数は1,893社（前年1,884社）と前年より9社増加し、法定雇用率を達成している企業は1,893社中1,005社（前年991社）と前年より14社増加した。

法定雇用率達成企業割合は53.1%（前年52.6%）と前年より0.5ポイント上昇した。

2 地方公共団体（京都府及び府内各市町村の機関）における障害者の在職状況

[詳細は別表6～7参照]

【概要】

- ・京都府の機関（法定雇用率2.5%）の実雇用率は2.64%（前年2.68%）
- ・京都府教育委員会（法定雇用率2.4%）の実雇用率は1.73%（前年1.46%）
- ・市町村の機関（法定雇用率2.5%※）の実雇用率は2.20%（前年2.09%）
- ・地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）の実雇用率は2.43%（前年2.43%）

※京都市教育委員会については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書により厚生労働大臣の指定する教育委員会であるため法定雇用率2.4%が適用される。

(1) 京都府の機関（京都府教育委員会を除く）について

京都府の機関に在職している障害者の総数は151.5人と前年より13.0人増加し、実雇用率は2.64%であった。

各機関の実雇用率については、京都府知事部局が2.60%（前年2.59%）、京都府公営企業が2.97%（前年3.05%）、京都府警察本部が2.87%（前年3.15%）となっている。

(2) 京都府教育委員会について

京都府教育委員会（法定雇用率2.4%）に在職している障害者の数は175.0人と前年より27.5人増加し、実雇用率は1.73%（前年1.46%）であった。

(3) 市町村の機関について

市町村の機関に在職している障害者の総数は696.0人と前年より52.0人増加し、実雇用率は2.20%（前年2.09%）であった。

(4) 京都市教育委員会について

京都市教育委員会（法定雇用率2.4%）に在職している障害者の総数は102.0人と前年より1.5人増加し、実雇用率は1.62%（前年1.62%）であった。

3 障害者の雇入れに対する指導について

法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数に不足が生じている民間企業及び市町村の機関に対しては、公共職業安定所及び労働局が雇入れ指導として、障害の態様に応じた職域の開拓、求職者情報の提供、就職面接会の実施、障害者雇入れ計画の作成命令等、障害者雇用の促進に向けた取組を実施している。

（雇用率達成指導の流れについては、別添1参照）

【参 考】

◎法定雇用率とは（別添2参照）

民間企業及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれの割合に相当する数以上の障害者の雇用義務があり、この割合を法定雇用率という。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（精神障害者保健福祉手帳保持者）である。

◎別表5の「算定基礎労働者数」及び別表6～8の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、常用労働者（職員）総数から除外率相当数（対象労働者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者（職員）数である。

◎別表5の「障害者合計」及び別表6～8の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎実雇用率とは

算定基礎労働者（職員）数に占める雇用障害者数の割合である。

◎別表6～8の④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

（例）A市 算定基礎労働者数90人 雇用障害者数2人

【実雇用率の計算】

$2人 \div 90人 = 2.22\%$

【法定雇用率に基づく障害者の雇用義務数の計算】

$90人 \times 法定雇用率 2.5\% = 2.25人$

この場合、障害者を2人雇用しなければならない。（小数点以下の端数切り捨て。）

→ A市は障害者の雇用義務数の2人を雇用しているので、雇用率は2.22%であっても法定雇用率は達成していることとなる。

◎除外率制度について（詳細は別添3-1、3-2参照）

除外率とは、一律に法定雇用率を適用することがなじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度。（平成22年7月1日付で障害者雇用促進法が改正され、除外率が適用されている業種について、適用されていた除外率が一律10%引き下げられている。）

(別表1) 民間企業における障害者の雇用状況

	京 都 府			全 国		
	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
令和2年	1,893	2.24	53.1	102,699	2.15	48.6
令和元年	1,884	2.23	52.6	101,889	2.11	48.0
平成30年	1,877	2.13	49.5	100,586	2.05	45.9
平成29年	1,728	2.07	53.1	91,024	1.97	50.0
平成28年	1,714	2.02	50.6	89,359	1.92	48.8
平成27年	1,680	1.97	49.7	87,935	1.88	47.2
平成26年	1,630	1.95	47.4	86,648	1.82	44.7
平成25年	1,588	1.93	46.9	85,314	1.76	42.7
平成24年	1,438	1.80	49.7	76,308	1.69	46.8
平成23年	1,429	1.78	48.1	75,313	1.65	45.3

(別表2) 民間企業における企業規模別実雇用率

(%)

(従業員数)	京 都 府			全 国		
	平成30年	令和元年	令和2年	平成30年	令和元年	令和2年
45.5~ 100人未満	1.90	2.08	2.08	1.68	1.71	1.74
100~ 300人未満	2.15	2.21	2.17	1.91	1.97	1.99
300~ 500人未満	2.02	2.08	2.11	1.90	1.98	2.02
500~ 1000人未満	2.13	2.20	2.26	2.05	2.11	2.15
1,000人以上	2.23	2.36	2.38	2.25	2.31	2.36
全 体	2.13	2.23	2.24	2.05	2.11	2.15

(別表3) 民間企業における企業規模別法定雇用率達成企業割合

(%)

(従業員数)	京 都 府			全 国		
	平成30年	令和元年	令和2年	平成30年	令和元年	令和2年
45.5~99人※	47.0	50.5	52.0	44.1	45.5	45.9
100~299人	55.9	57.5	56.0	50.1	52.1	52.4
300~499人	41.4	41.5	43.5	40.1	43.9	44.1
500~999人	38.8	47.6	52.4	40.1	43.9	46.7
1,000人以上	52.6	63.2	61.7	47.8	54.6	60.0
全 体	49.5	52.6	53.1	45.9	48.0	48.6

(別表4) 民間企業における産業別実雇用率

(%)

	京 都 府		全 国	
	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年
農林漁業	3.09	2.94	2.54	2.33
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	1.98	1.93
建設業	1.41	1.77	1.88	1.93
製造業	2.20	2.20	2.12	2.16
電気・ガス・熱供給・水道業	1.80	1.90	2.25	2.31
情報通信業	1.55	1.72	1.74	1.77
運輸業・郵便業	3.17	2.94	2.19	2.23
卸売業・小売業	1.78	1.84	1.94	2.00
金融業・保険業	2.12	2.14	2.10	2.15
不動産業・物品賃貸業	2.26	2.26	1.75	1.81
学術研究・専門・技術サービス業	1.48	1.49	1.93	2.00
宿泊業・飲食サービス業	1.94	1.98	2.06	2.11
生活関連サービス業・娯楽業	2.79	2.41	2.32	2.33
教育・学習支援業	1.88	2.05	1.69	1.71
医療・福祉	2.86	2.89	2.73	2.78
複合サービス業	2.81	2.92	1.98	2.05
サービス業	2.39	2.29	2.09	2.10
全体	2.23	2.24	2.11	2.15

(別表5)

民間企業における産業別・規模別障害者雇用状況（詳細表）

	企業数		法定雇用率 達成企業の 割合(%)	算定基礎 労働者数	身体障害者数					知的障害者数					精神障害者数				障害者数合 計	実雇用率(%)		
	うち法 定雇用 率達成 企業数				①重度 障害者	②重度 障害者 以外の 障害者	③短時 間重度 障害者	④重度 障害者 以外の 短時間 障害者	⑤計 (①×2 +②+③ +④× 0.5)	⑥重度 障害者	⑦重度 障害者 以外の 障害者	⑧短時 間重度 障害者	⑨重度 障害者 以外の 短時間 障害者	⑩計 (⑥×2 +⑦+⑧ +⑨× 0.5)	⑪短時 間以外	⑫短時 間	⑬短時 間(3 年以 内)	⑭計 (⑪+ ⑫+⑬ ×0.5) + ⑬		⑮+⑩+⑭		前年
産業別	農林漁業	3	2	66.7	238.5	0	1	0	0	1.0	0	4	0	2	5.0	1	0	0	1.0	7.0	2.94	3.09
	鉱業・採石業・ 砂利採取業	-	0	-	-	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	-	-
	建設業	59	35	59.3	4,829.0	20	33	3	2	77.0	1	3	0	1	5.5	3	0	0	3.0	85.5	1.77	1.41
	製造業	555	305	55.0	185,018.0	848	1,066	36	59	2,827.5	97	543	6	33	759.5	459	35	17	485.0	4,072.0	2.20	2.20
	電気・ガス・熱 供給・水道業	1	1	100.0	52.5	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	1.0	1.90	1.80
	情報通信業	57	20	35.1	13,591.5	42	61	1	6	149.0	3	5	1	2	13.0	65	9	4	71.5	233.5	1.72	1.55
	運輸業・郵便業	115	69	60.0	14,971.5	71	188	12	18	351.0	14	29	0	11	62.5	21	6	4	26.0	439.5	2.94	3.17
	卸売業・小売業	345	160	46.4	55,322.5	147	220	33	49	571.5	28	174	14	76	282.0	122	55	32	165.5	1,019.0	1.84	1.78
	金融業・保険業	16	7	43.8	12,501.0	62	105	1	5	232.5	1	6	0	1	8.5	25	1	1	26.0	267.0	2.14	2.12
	不動産業・物品 賃貸業	40	18	45.0	22,170.5	43	82	4	14	179.0	29	208	0	11	271.5	45	8	3	50.5	501.0	2.26	2.26
	学術研究・専 門・技術サービ ス業	48	21	43.8	6,578.5	18	37	1	0	74.0	0	5	0	0	5.0	14	6	4	19.0	98.0	1.49	1.48
	宿泊業・飲食 サービス業	83	32	38.6	16,919.5	43	50	11	14	154.0	20	66	2	28	122.0	36	25	20	58.5	334.5	1.98	1.94
	生活関連サービ ス業・娯楽業	57	28	49.1	7,502.0	15	36	3	11	74.5	8	52	2	16	78.0	23	7	3	28.0	180.5	2.41	2.79
	教育・学習支援 業	59	28	47.5	16,165.5	68	71	5	6	215.0	7	35	0	7	52.5	51	14	11	63.5	331.0	2.05	1.88
	医療・福祉	292	181	62.0	58,297.5	258	338	57	88	955.0	54	228	77	120	473.0	138	151	90	258.5	1,686.5	2.89	2.86
	複合サービス業	8	6	75.0	3,575.5	15	27	2	0	59.0	15	10	2	3	43.5	2	0	0	2.0	104.5	2.92	2.81
サービス業	155	92	59.4	24,385.5	75	141	23	47	337.5	24	71	3	14	129.0	76	21	11	92.0	558.5	2.29	2.39	
合計	1,893	1,005	53.1	442,119.0	1,725	2,457	192	319	6,258.5	301	1,439	107	325	2,310.5	1,081	338	200	1,350.0	9,919.0	2.24	2.23	
規模別	45～99人※	954	496	52.0	63,815.0	171	340	45	64	759.0	48	181	61	77	376.5	96	114	75	190.5	1,326.0	2.08	2.08
	100～299人	659	369	56.0	104,078.5	326	600	55	108	1,361.0	60	379	17	108	570.0	245	106	50	323.0	2,254.0	2.17	2.21
	300～499人	138	60	43.5	47,878.0	166	257	39	33	644.5	29	130	14	29	216.5	114	41	26	147.5	1,008.5	2.11	2.08
	500～999人	82	43	52.4	49,807.5	210	254	12	34	703.0	39	138	6	38	241.0	150	39	27	183.0	1,127.0	2.26	2.20
	1000人以上	60	37	61.7	176,540.0	852	1,006	41	80	2,791.0	125	611	9	73	906.5	476	38	22	506.0	4,203.5	2.38	2.36
合計	1,893	1,005	53.1	442,119.0	1,725	2,457	192	319	6,258.5	301	1,439	107	325	2,310.5	1,081	338	200	1,350.0	9,919.0	2.24	2.23	

1 算定基礎労働者数とは常用労働者総数から除外率相当数を除いた雇用率算定の基礎となる労働者数である。

2 重度身体障害者及び重度知的障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上の者）については、1人の雇用を2人に相当するものとしてカウントする。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用を1人としてカウントする。

3 重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者に限る。）である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）については、1人の雇用を0.5人とカウントする。

4 精神障害者である短時間労働者で、新規雇入れから3年以内の方 又は、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方 かつ、平成35年3月31日までに、雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方 については、0.5人ではなく1人と算定します。

※ 平成29年は、従業員数50～100人未満

(別表6)

京都府の各機関における障害者の在職状況

(令和2年6月1日現在)

◇法定雇用率2.5%の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府（知事部局）	4,864.0	126.5	2.60	0.0
京都府公営企業	134.5	4.0	2.97	0.0
京都府警察本部	731.0	21.0	2.87	0.0
合 計	5,729.5	151.5	2.64	0.0

◇法定雇用率2.4%の機関

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府教育委員会	10,120.5	175.0	1.73	67.0

(別表7)

市町村の機関における障害者の在職状況（令和2年6月1日現在）

機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数
京都市	8,725.0	191.0	2.19	27.0
宇治市※	1,614.0	41.5	2.57	0.0
福知山市※	1,035.5	28.0	2.70	0.0
舞鶴市※	1,013.5	25.0	2.47	0.0
京丹後市※	1,059.5	17.0	1.60	9.0
長岡京市※	748.0	21.0	2.81	0.0
亀岡市※	865.5	19.0	2.20	2.0
南丹市※	632.0	14.5	2.29	0.5
八幡市	653.5	18.0	2.75	0.0
木津川市※	648.0	14.5	2.24	1.5
京田辺市	518.0	13.0	2.51	0.0
城陽市	579.0	15.0	2.59	0.0
綾部市※	509.5	11.5	2.26	0.5
精華町	317.5	7.0	2.20	0.0
向日市	390.0	9.0	2.31	0.0
京丹波町	277.0	3.0	1.08	3.0
久御山町	330.0	11.0	3.33	0.0
与謝野町	274.5	6.0	2.19	0.0
宮津市※	252.0	2.5	0.99	3.5
大山崎町	163.0	2.0	1.23	2.0
宇治田原町	141.0	3.0	2.13	0.0
井手町	188.5	6.0	3.18	0.0
伊根町	102.0	2.0	1.96	0.0
和束町	96.0	3.0	3.13	0.0
南山城村	78.0	2.0	2.56	0.0
笠置町	55.0	0.0	0.00	1.0
京都市教育委員会	6,296.0	102.0	1.62	49.0
八幡市教育委員会	193.0	4.5	2.33	0.0
与謝野町教育委員会	79.5	2.0	2.52	0.0
京田辺市教育委員会	60.0	1.0	1.67	0.0
城陽市教育委員会	101.5	3.0	2.96	0.0
向日市教育委員会	67.0	3.0	4.48	0.0
京都市上下水道局	1,306.0	43.0	3.29	0.0
京田辺市上下水道部	42.5	1.0	2.35	0.0
京都市交通局	646.0	20.0	3.10	0.0
国民健康保険南丹病院組合	414.5	7.0	1.69	3.0
福知山市民病院	517.0	8.0	1.55	4.0
国民健康保険山城病院組合	353.0	4.0	1.13	4.0
京都市消防局	106.0	2.0	1.89	0.0
城南衛生管理組合	91.0	4.0	4.40	0.0
亀岡市立病院	104.5	2.0	1.91	0.0
船井郡衛生管理組合	46.0	4.0	8.70	0.0
合 計	31,689.0	696.0	2.20	110.0

※特例認定機関

- ①宇治市は、宇治市教育委員会及び宇治市公営企業水道部と特例認定を受けている。
- ②福知山市は、福知山市教育委員会及び福知山市上下水道部と特例認定を受けている。
- ③舞鶴市は、舞鶴教育委員会及び市立舞鶴市民病院と特例認定を受けている。
- ④京丹後市は、京丹後市教育委員会及び京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院と特例認定を受けている。
- ⑤長岡京市は、長岡京市教育委員会及び長岡市監査委員と特例認定を受けている。
- ⑥亀岡市は、亀岡市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑦南丹市は、南丹市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑧木津川市は、木津川市教育委員会及び木津川市上下水道部と特例認定を受けている。
- ⑨綾部市は、綾部市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑩宮津市は、宮津市教育委員会と特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、京都労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(別表8)

特殊法人における障害者の雇用状況

(令和2年6月1日現在)

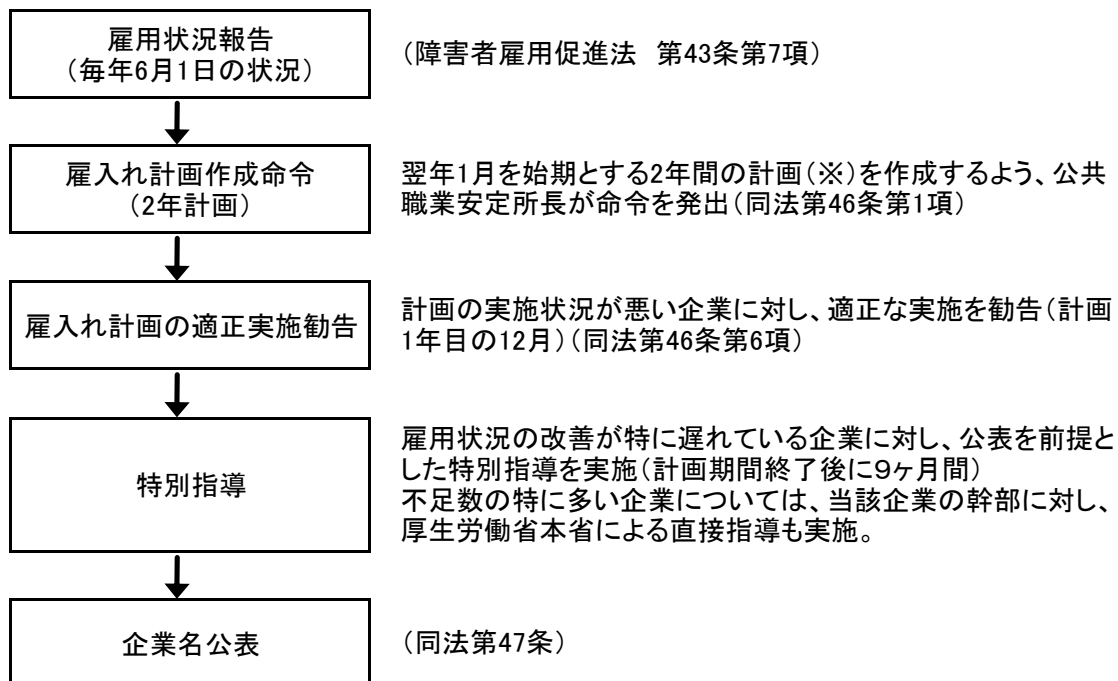
機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都市住宅供給公社	184.0	4.0	2.17	0.0
京都府公立大学法人	2,182.5	56.0	2.57	0.0
地方独立行政法人 京都市立病院機構	811.5	19.5	2.40	0.5
公立大学法人 京都市立芸術大学	100.5	2.0	1.99	0.0
公立大学法人 福知山市公立大学	47.5	0.0	0.00	1.0
独立行政法人 京都市産業技術研究所	76.0	1.0	1.32	0.0

* 地方独立行政法人京都市立病院機構は、令和2年10月19日付け、障害者を1名採用のため、現在、不足数は0人となっている。

* 公立大学法人福知山市公立大学は、令和3年1月1日付け、障害者を1名採用のため、現在、不足数は0人となっている。

◎障害者雇用率達成指導の流れ(民間企業)

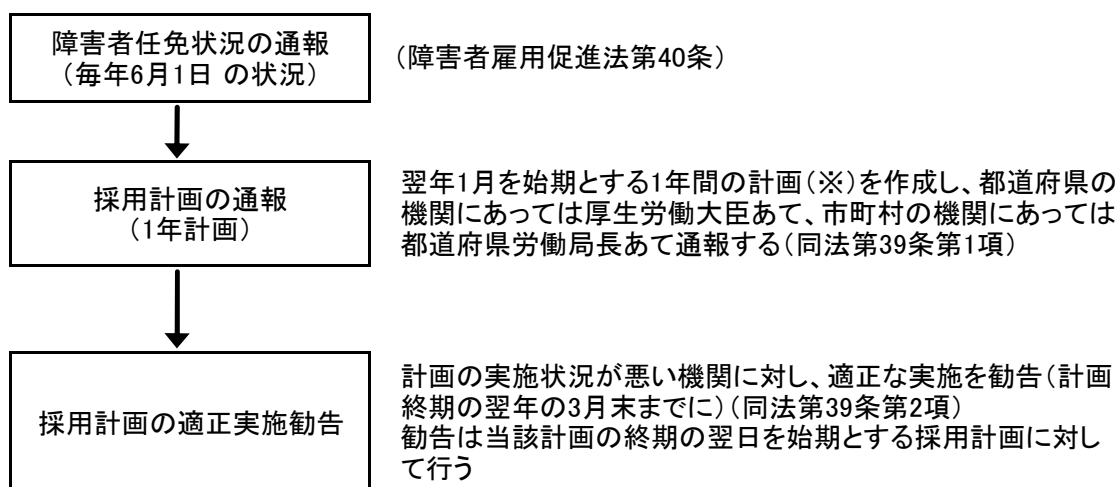
雇用義務の達成状況が低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮されている。

◎障害者雇用率達成指導の流れ(地方公共団体)

法定雇用率未達成の地方公共団体については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「採用計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※法定雇用率2.4%が適用される教育委員会の採用計画の計画期間は2年間
(平成24年1月1日以降の日を始期とする採用計画から計画期間は3年間から2年間に短縮されている。)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
〔独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

② 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁機・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	20%
・港湾運送業	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	30%
・林業(狩猟業を除く。)	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45%
・石炭・亜炭鉱業	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%
・幼稚園	60%
・船員等による船舶運航等の事業	80%

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の実業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>